

平成14年厚岸町議会第1回定例会会議録		
招 集 期 日	平成14年3月6日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 事 堂	
開 閉 日 時	開 会	平成14年3月19日 午前10時00分
	延 会	平成14年3月19日 午後 3時30分

1 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	×
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	○	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17	秋 山 之 男	×
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○	20	松 岡 安 次	○
以上の結果 出席議員 18名 欠席議員 2名					

1 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
大 平 裕 一	板 屋 英 志	

1 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若 狹 靖	教 育 長	富 澤 泰
助 役	鈴 木 英 世	教委管理課長	田 辺 正 保
収 入 役	君 澤 英 二	教 委 生 涯 学 習 課 長	大 野 榮 司
総務課長	大 沼 隆		
企画財政課長	黒 田 庄 司	監査事務局長	阿 野 幸 男
税務課長	柿 崎 修 一	農委事務局長	松 浦 正 之
町民課長	古 川 福 一	教 委 体 育 振 興 課 長	澤 向 邦 夫
保健福祉課長	斉 藤 健 一		
環境政策課長	西 野 清	教委指導室長	齋 藤 晃
農政課長	福 田 美 樹 夫	水道課長	山 崎 国 雄
水産課長	小 倉 利 一	病院事務長	大 野 繁 嗣
商工観光課長	久 保 一 將	特別養護老人	藤 田 稔
管 理 課 長	松 澤 武 夫	ホーム施設長	
建設課長	北 村 誠	デイサービス	玉 田 勝 幸
		センター施設長	

1 会議録署名議員

1 番	稲 井 正 義		
2 番	塚 田 丈 太 郎		

~01707}

0 1

○ —			
□ --			

0 1

議 長	<p>ただいまより平成14年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。</p> <p style="text-align: right;">開会時刻10時00分</p>
議 長	<p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番稲井議員、2番塚田議員を指名いたします。</p>
議 長	<p>日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。</p> <p>委員長の報告を求めます。</p> <p>3番、田宮委員長。</p>
3 番	<p>第4回議会運営委員会のご報告を申し上げたいと思います。</p> <p>先ほど、9時半から委員会を開会いたしまして、追加議案が提案をされましたので、これについて協議をいたしました。</p> <p>内容は、議案第41号、これは条例の制定でありまして、この1件であります。</p> <p>よろしくご審議くださるようお願い申し上げ、報告といたします。</p>
議 長	<p>委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、意見書案第4号「医療制度改革」において難病患者等への配慮を求める要望意見書を議題といたします。</p> <p>職員の朗読を行います。</p>
議事係長	<p>職員の朗読（朗読内容省略）</p>
議 長	<p>提出者であります稲井議員に提案理由の説明を求めます。</p> <p>1番、稲井議員。</p>
1 番	<p>ただいま上程いただきました意見書案第4号「医療制度改革」において難病患者等への配慮を求める要望意見書について、その提案理由を申し上げます。</p> <p>本意見書案は、本定例会が開催されました3月6日に審査されました。難病等の対策の充実を求める陳情書が採択されたのに伴い、その陳情の趣旨から関係機関に</p>

対して議会として意見書を提出するものです。

内容は、ただいま事務局で朗読したとおりですが、国は財政悪化を理由に難病患者や長期慢性疾患患者など、医療弱者に大きな負担を課せようとしています。患者やその家族は、経済的、精神的に長期にわたり負担をしなければなりません。制度が改正されますと、さらに医療費負担がふえ、将来への希望のない生活を強いることとなります。

そのようなことから、各議員には特段のご理解とご賛同をお願い申し上げまして、簡単ですが提案理由の説明といたします。

議 長 これより質疑を行ないます。
ありませんか。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
なお、本案は末尾に記載の送付先に直ちに送付いたします。

議 長 日程第4、議案第41号 厚岸町表彰条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 ただいま上程をいただきました議案第41号 厚岸町表彰条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第138条の4、第3項の規定では、執行機関の附属機関として法律、または条例の定めるところにより、各種審査会、委員会等を設置できるようになっておりますが、当該審査会などの構成員として、議決機関の構成員である議会議員が加わることは適当ではないのではないかという意見があり、現在、町議会議員を構成員として規定している4つの条例について、この構成員から除外するため「議

会議員」という文言を削り、また、これに合わせまして、これまで学問上の知識を持っている者として記述をしておりました「学識経験者」という文言を、関連する経験があり、あるいは有識者としての意味を持つ「識見を有する者」という文言に改正するため、本条例案を上程するものでございます。

恐れ入りますが、議案の1ページをお開きいただきますとともに、参考資料といたしまして、条例の新旧対照表を別途お配りをしてございますので、参照願いたいと存じます。

改正内容でございますが、第1条では、厚岸町表彰条例を、第2条では、厚岸町青少年問題協議会条例を、第3条では、厚岸町奨学資金貸与条例を、第4条では町立厚岸病院運営委員会条例をそれぞれ前段でご説明申し上げました事項について一部改正をする内容でございます。

附則についてであります。この条例の施行日を公布の日からとし、第2項の経過措置では、現在委嘱をされている各種委員会等の議会議員にかかわる任期につきましては、次の改選期までそのまま継続されるということを規定する内容でございます。

以上、大変簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 これより質疑を行ないます。

10番 室議員。

このそれぞれの条例の意味は、今の説明でわかりました。

なお、議会側から出ていた話で、このほかに規則で決められている、同様の規定があるもの、それは今回条例制定の問題ですから、ここには出ていないと思うんですが、同様の措置がとられていると思われまますので、その点を確認しておきます。

それから、余計なことですけども、41号説明資料として手元にいただいております中の第8条第2項表彰審査委員会の規定でございますが、議案の方は「町議会議員を削り」となっておるんですが、現行のところ、「町議会委員」となっているのは恐らく間違いではないかと思われまます。念のため。

議長 総務課長。

総務課長 まず、後段の訂正の方からご説明を申し上げます。

大変申しわけございません。新旧対照表の左側、8条2項、町議会委員となって

ございますけれども、これは町議会議員の誤りですので、おわびし、訂正をさせていただきますと存じます。

それから、今回のこの条例の一部改正に伴います条例以外の規定、規則等に関しましては、今回の改正と同様の趣旨で現在規則の一部改正作業を進めております。

以上でございます。

議 長 いいですか。

他にありませんか。

(な し)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

議 長 予算審査特別委員会開会のため、本会議を休憩いたします。

休憩時刻10時11分

議 長 本会議を再開いたします。

再開時刻15時30分

議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、あすに延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。

延会時刻15時30分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成14年3月19日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員